



時事寸考

こんにちは、施設長・医師の吉田晴彦です。最近「アニサキス」という言葉を耳にした方も多いと思います。食品衛生法では食中毒の原因物質のひとつになっていますが、厚生労働省への報告数は2006年に5例だったものが2016年には126例に急増しています。ただし、実は最近増えたというわけではなく、元々年間2000件以上のレベルで発生していて、報告例が少し多くなっただけとも言われています。

アニサキスは線虫の一種の寄生虫ですから一般の「食中毒」とはイメージが異なります。クジラやイルカなどの腸管に寄生しますが、卵は糞便とともに海中に放出されオキアミなどの甲殻類に食べられます。次に甲殻類が魚類やイカに食べられ、それら魚介類がさらにクジラやイルカに食べられて一回りするわけですが、アニサキスが寄生した魚介類をヒトが食べると、虫体が胃や腸壁に侵入することがあり、アニサキス症とよばれます。

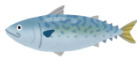


アニサキス



寄生した魚介類を生で食べてから通常8時間以内に激しい腹痛が生じ、吐き気やおう吐などを伴うこともあります。

アニサキスの寄生はサバ、サケ、ニシン、スルメイカ、イワシ、サンマなどにみられますが特にサバが多いようです。加熱またはマイナス20℃24時間の保存でアニサキスは死滅しますが、酢につけるだけでは死にません。また、アニサキスは魚介類の内臓にすることが多く宿主の死後筋肉に移る傾向がありますので、生食する場合は新鮮なものを選び早期に内臓を除去するとよいでしょう。なお、アニサキス症をおこすとその生体物質に感作されてアニサキスアレルギーが生じることがあります。これはアニサキスが死んでいても発症する可能性があり、いわゆるサバアレルギーのかなりの部分はこれが原因ともいわれています。



栄養科より今月の一押しメニュー

6月の行事食は6月18日(日)昼食の“うなぎちらし”です。“うなぎ”は不飽和脂肪酸の比率が高く、エネルギーが高いとされています。脂質とレチノールが特に豊富でカルシウム、鉄、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンEも多い栄養満点のお魚です。そして“枝豆ご飯”、旬の食材を取り入れます。また6月下旬からソフトクリームの提供がスタートします！フードのスタッフが各フロアをまわり、皆様にお好みの味を選んでいただいております。提供となるので少々お時間がかかりますが、夏季限定のおやつです。お楽しみください！

また6月下旬からソフトクリームの提供がスタートします！フードのスタッフが各フロアをまわり、皆様にお好みの味を選んでいただいております。提供となるので少々お時間がかかりますが、夏季限定のおやつです。お楽しみください！



介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2017年5月25日発行 vol.120 編集:島田・細川・橘

イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

◆6月10日(土) 音楽とピアノのコンサート

【西川朝子さん他】

◆6月17日(土) スタンダードジャズコンサート

【フェロウズファイブの皆さん】

◆6月24日(土) バイオリンとピアノのコンサート

【宮本恵さん他】

Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

寄与分 (第3回—金銭出資型)

寄与分とは相続財産の中から一定の部分について優先的に配分を受ける制度をいいます(民法904条の2)。寄与分のある相続人は、自分の相続分に寄与分を加えた財産を相続することができます。

前回は、亡くなった方の家業に従事してきた方に寄与分が認められる場合を、お話ししました。今回は、亡くなった方の事業にお金(財産的な利益)を出した方に寄与分が認められるための条件について、お話しします。

金銭等を出しただけで実際に働いていないとしても、直ちに寄与分が認められないわけではありません。

具体的には、

ア 共稼ぎの夫婦の一方(被相続人)が、同人の名義で不動産を取得するに際し、他方が自己の得た収入を提供する場合、

イ 相続人が、被相続人に対し、自己所有の不動産を贈与する場合、

ウ 相続人が、被相続人に対し、自己所有の不動産を無償で使用させる場合、

エ 相続人が、被相続人に対し、被相続人の家屋の新築、新規事業の開始、借金返済などのため、金銭を贈与する場合、などで寄与分が認められる可能性があるとしてされています(片岡武編『家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』[日本加除出版、新版、平25]299-300頁参照)。

ただ、小遣い程度の出資では寄与分が認められることはありません。寄与分が認められるためには、ある程度の規模が必要になります。

また、事業は失敗することもありますし、財産の維持・増加には種々の要因があります。寄与分が認められるには、金銭等を出資したことによって被相続人の方の財産が維持・増加したといえる関係が立証される必要があります。

更に言うと、実質が個人企業であるような場合を除き、被相続人の会社への金銭出資は基本的に寄与分の対象にはなりません。これは会社への出資は会社への貢献であり被相続人個人への貢献ではないとされてしまうからです。

寄与分に関するルールは複雑で弁護士の関与なしで対応するには限界があります。こじれ易い問題でもありますので、トラブルをお抱えの方は、ぜひご相談ください。

桜丘法律事務所

弁護士 師子角 允彬(ししかど・のぶあき)

(電話)03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>

入浴設備のご紹介

知ってる?!
シーダ・ウオーク



入浴リフトが導入されました!

リフト浴とは…



入浴用の椅子から、リフト機能を使ってそのまま浴槽に入ることができるお風呂を指し、立位は難しくても、座位が保てる方の身体機能を活かした入浴法となっています。

簡単!



浴槽に設置したレールに接続し、シートを浴槽上へスライドさせることができ、ご利用者を簡単に入浴させることができます。座面をフックで引っ掛け、吊り上げるなどの操作がありませんので、利用者さんをスピーディに入浴させることができるため湯冷め等の心配がありません。

負担の軽減



シートの高さを、介助しやすい高さに電動で昇降し調整できますので、移乗・洗体を利用者さん・職員共に、楽な姿勢で行うことができます。無理な姿勢による腰痛などを防ぐことができます。

安全と安心



キャリーをレールの上でスライドさせても、ストッパーで脱落を防止しますので安全です。